


第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進 (予防1)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|---|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄など、県民が風水害等からわが身を守るための備えが十分でない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんどの県民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、防災の日常化の定着に向けた取組が進んでいる。 |
|---|---|---|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|--------------|--|
| 県 | 県民 | (1) 風水害に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 |
| | 市町 | (1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援 |
| 市町 | 自治会等地域コミュニティ | (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 |
| | 住民 | (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 |

【共助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|-------------------------|--------|--|
| 自主防災組織 | 地域住民 | (1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |
| 防災活動に取り組むNPO等 | 住民や関係者 | (1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |
| 県民を顧客として事業を展開している防災関係機関 | 県民 | (1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|------|--|
| 県民 | (1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策

(1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、総務部)

県民が風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページ、マスメディア、SNS、防災アプリ等を通して風水害対策に関する情報等を発信する。

- ① 台風・大雨時の防災対策
- ② 局地的大雨時の防災対策
- ③ 竜巻発生時の防災対策
- ④ 雪害時の防災対策

(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部)

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、要配慮者に配慮した多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- ① 気象情報全般に関する知識等の普及・啓発
- ② 特別警報に関する知識等の普及・啓発
- ③ 国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- ④ 避難指示等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ⑤ 早期避難に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 生活必需品の備蓄など発災後を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ 外国人住民の防災対策における自助・共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑩ 発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑪ その他、風水害に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発と外国人住民が避難所で安心して過ごすための避難所内案内の多言語化等に向けた啓発

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。

- ① 被害想定等風水害対策の啓発にかかるコンテンツの提供
- ② 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
- ③ 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下、「みえ防災・減災センター」という。）への相談窓口の設置
- ④ 「避難所運営マニュアル策定指針」の提供
- ⑤ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」の提供
- ⑥ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

■市町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- ④ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画及び地区防災計画作成の促進

2 住民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生し得る風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルなどの配布
- ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
- ⑤ 「My まっぷラン」の作成に向けた普及・啓発

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 地域・住民の防災対策の促進
- (2) 地域・住民に求める自助・共助による防災対策活動
- (3) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練、避難計画づくり等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

県民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、県民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

2 家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

3 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【参考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所： 災害等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所： 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や高潮等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所： 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定避難所： 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 福祉避難所： 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは市民又は町民、地域とは市町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

【主担当課】

- ・ 地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課


【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊・広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 防災人材の育成・活用 (予防2)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|--|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。 |
|---|---|--|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|-------------------------|--|
| 県 | 県民 | (1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用 |
| | 市町(自主防災組織) | (1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |
| | 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | (1) 関係団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |
| 市町 | 住民 | (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 |
| | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |

【共助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|-------------------------|----------------|---|
| 自主防災組織 | 自主防災組織構成員 | (1) 構成員に対する教育・啓発 |
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発 |

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|------|--------------------------|
| 県民 | (1) 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)

(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災人材

バンク」の枠組みにより育成した防災人材の市町の防災関係事業や地域の防災活動における活発な活用を促進する。

- ※ みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的とし、平成26年4月に設置された。
- ※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。
- ※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

みえ地震・津波対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やNPO等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

(3) 市町職員に対する研修

市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。

3 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■市町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災人材の育成及び活用
- (2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

県民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・災害対策推進課、地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課

【監修部隊】


・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|--|---|---|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。さらに、これら組織に対し、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。 |
|--|---|---|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|---------|--|
| 県 | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進 |
| | 市町(消防団) | (1) 消防団の育成及び活性化の促進 |
| | 県民 | (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進 |
| 市町 | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進 |
| | 消防団 | (1) 消防団の育成及び活性化の推進 |
| | 住民 | (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進 |

【共助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|--------|---------------------------|----------------|
| 自主防災組織 | 地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体 | (1) 自主防災活動の活性化 |
| 消防団 | 地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体 | (1) 消防団活動の活性化 |

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|------|-----------------------|
| 県民 | (1) 自主防災組織や消防団の活動への参画 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進

市町との連携のもと、みえ防災・減災センターの活用を図りながら、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。

- ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施
- ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援

- ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援
- ④ 避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供
- ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握
- ⑥ 結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるための支援

(2) 自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進する。

2 市町(消防団)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員入団促進キャンペーン月間(2月)に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。

また、それぞれの地域において消防団と自主防災組織の連携した取組が推進されるよう支援を行う。

3 県民を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

- ① 「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介
- ② 県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有
- ③ 防災啓発番組における自主防災活動の紹介

■市町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組みめるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化
- (2) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)
- (3) 自主防災組織の結成促進
- (4) 消防団の育成及び活性化の促進
- (5) その他必要な事項

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

さらに、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、地域の消防団との交流を図る。

■県民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・ 消防・保安課、地域防災推進課

【監修部隊】


・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 ボランティア活動の促進 (予防4)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|--|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。 |
|---|---|--|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|-------------------------------------|--|
| 県 | 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援 |
| | NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体 | (1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 (2) NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体が専門性を災害時にも活かすための検討促進 |
| | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 |
| | 県民・企業 | (1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進 |
| 市町 | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等 |
| | 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体 | (1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 |
| | 住民・企業 | (1) 災害ボランティア等への参画促進 |

【共助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|-------------------------|------------------|-------------------------------------|
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 |
| | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築 |
| 企業 | 従業員等 | (1) 災害ボランティア等への参画促進 |

【自助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|-------------------|
| 県民 | (1) 災害ボランティア等への参画 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワークや、全国域で活動する災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。

(2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築

広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2 NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。

(2) NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体による災害時に専門性を活かした活動の促進

平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図るとともに、災害ボランティア受入体制強化に向けて、市町、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の

連携を図るための支援を行う。

- (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築
情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。

4 県民・企業を対象とした対策（環境生活部）

(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を進めることによりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等と協力関係・連携体制の構築

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時から交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) ボランティアの活動環境の整備
- (2) ボランティア関係団体の協力体制の構築
- (3) ボランティア人材の確保・育成
- (4) その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育

成に努める。

- ① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

2 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 県民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】

・災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課

【監修部隊】


・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進 (予防5)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|--|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。 |
|---|---|--|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|-----------|-----------------|--|
| 県 | 企業・事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進 |
| | 市町(自主防災組織、自治会等) | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発 |
| 市町 | 企業・事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援 |
| | 自主防災組織、自治会等 | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進 |
| ライフライン事業者 | 企業・事業所 | (1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進 |

【共助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 企業・事業所 | 市町(自主防災組織、自治会等) | (1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 |
| みえ企業等防災ネットワーク | 関係企業・事業所 | (1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築 |
| 自主防災組織、自治会等 | 企業・事業所 | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進 |

【自助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|--------|--------|--|
| 企業・事業所 | 企業・事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化 |
| | 従業員等 | (1) 防災教育・防災訓練の実施 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成促進（防災対策部、雇用経済部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。

- ① 企業・事業所によるBCP等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進
- ② 洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成の促進
- ③ サービス業など多様な業種のBCP等の作成支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進（防災対策部）

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

- ① 地域の防災訓練への参加促進と協力
- ② 救援物資の調達に関する協定の締結など、企業・事業所による地域における防災対策に関する社会貢献活動の実施及びその事例のPR

(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進（防災対策部）

普及・啓発活動を通じた企業・事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

- ① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
- ② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

2 市町（自主防災組織、自治会等）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

- ① 優良事例の紹介等

■市町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 企業・事業所における防災対策の促進
- (2) 企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

1 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備える

よう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

【主担当課】

・ 地域防災推進課、雇用経済総務課


【監修部隊】

・ 生活・経済再建支援部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 (予防6)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|--|---|--|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校やその周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の対応や非常時の避難対策等の検討、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実する必要がある。 また、幼稚園や保育所等における防災対策についても同様の状況にある。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての学校や園などにおいて風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の対応や非常時の避難対策等により、児童生徒等の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。 |
|--|---|--|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|------------|--|
| 県 | 県立学校 | (1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検 |
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |
| | 教職員 | (1) 学校防災人材の育成と活用 |
| | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進 |
| | 私立学校、民間の園等 | (1) 防災対策の推進 |
| | 児童福祉施設等 | (1) 防災対策の推進 |
| 県立学校 | 県立学校 | (1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検 |
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |
| | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 |
| 市町 | 公立小中学校等 | (1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検 |
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |

| | | |
|-----------------------|-----------------------|---|
| | 教職員 | (1) 学校防災人材の育成と活用 |
| 市町 | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進 |
| | 公立幼稚園 | (1) 防災対策の推進 |
| | 児童福祉施設等 | (1) 防災対策の推進 |
| 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者 | 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者 | (1) 防災対策の推進 |

【自助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|-----------|-----------------------|
| 保護者・児童生徒等 | (1) 家庭における防災についての話し合い |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会)

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修が行えるよう、学校を支援する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して推進する。

(5) 教職員(公立小中学校等教職員を含む)の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダー等を中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

(6) 三重県災害時学校支援チームの設置・運営

被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置・運営する。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育を推進する。

2 地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、

文化財所有者等と地域との連携を推進する。

3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(環境生活部、子ども・福祉部)

(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の推進

県立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

(2) 児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

■県立学校が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集と伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発表や交通機関の運休が見込まれる場合等の対応について検討する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して行う。

(5) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、検討しておく。

■市町が実施する対策

1 公立小中学校等の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策及び2 地域及び住民を対象とした対策」、「<県立学校が実施する対策>」に準じる。

2 公立幼稚園の防災対策の推進

「＜県が実施する対策＞3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策」の「民間の園」に準じる。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公立小中学校等・園の防災対策の推進
- (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
- (3) 文化財の防災対策の推進
- (4) その他必要な事項

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【担当課】

- ・ 子どもの育ち支援課、児童相談支援課、
家庭福祉・施設整備課、私学課、教育総務課、学校経理・施設課

【監修部隊】

- ・ 被災者支援部隊（教育対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者のための避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

- 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域の避難対策や避難所運営において、女性や障がい者など、避難者の多様性に配慮した対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、避難行動要支援者・要配慮者対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|--------------|--|
| 県 | 市町等 地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難指示等の基準の策定・見直し (3) 避難誘導対策 (4) 情報伝達体制の整備 (5) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (6) 避難所運営及び避難者支援対策 (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策 (10) 避難所外避難者対策 (11) 感染症対策 |
| 市町 | 地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示等の基準の策定・見直し (4) 避難誘導対策 (5) 情報収集体制の整備 (6) 避難所運営対策 (7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (9) 観光客、帰宅困難者等対策 (10) ペット対策 (11) 避難所外避難者対策 (12) 感染症対策 |

【共助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|--------------------|----------|-------------------------|
| 自主防災組織等 地域 | 地域住民 | (1) 地域の避難対策の推進 |
| 要配慮者関連施設 | 入所者等要配慮者 | (1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進 |
| 不特定多数の者が 利用する施設 | 施設利用者 | (1) 施設利用者にかかる避難対策の推進 |
| 観光事業者等 | 観光客等 | (1) 観光客等にかかる避難対策の推進 |

【自助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|--|
| 県民 | (1) 避難指示等発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) ペットの同行避難対策 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策及び市町を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。

市町が指定する指定避難所において、暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活水の確保（防災井戸の整備等）を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備を促進する。

市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。（推進計画）

(2) 避難指示等の基準の策定・見直し（県土整備部、医療保健部、子ども・福祉部、防災対策部）

市町における適切な避難指示等の発令体制を整備するため、避難指示等の判断基準・伝達マニュアルの策定・見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、市町が「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成）を参考にして、避難指示等に係る発令の判断基準等の設定や見直しを行うにあたり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行う。

(3) 避難誘導対策（防災対策部）

市町の避難指示等に関する意思決定に際し、基本法に基づく県からの助言の実施や、気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

不特定多数の県民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備（防災対策部）

避難指示等の情報を警戒レベルを付して、速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

また、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報などの防災気象情報について、市町の的確な避難指示等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、できるだけ分かりやすく市町に情報提供するとともに、市町担当者の理解の向上を図る。

(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（防災対策部）

避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保を推進する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部）

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画や性の多様性の視点、要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部）

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び、個別避難計画の策定や、避難行動要支援者が参画する防災訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。

(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部）

平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供のための一時滞在施設や待機場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

(9) ペット対策（医療保健部）

県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。

(10) 避難所外避難者対策（防災対策部）

市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。

(11) 感染症対策（防災対策部）

「避難所運営マニュアル策定指針」や避難所運営研修等により、市町や自主防災組織、自治会の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。

■市町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で

定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、スフィア基準を踏まえた良好な生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。また、暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活水の確保(防災井戸の整備等)を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備(簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等)、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備に努める。

(3) 避難指示等の基準の策定・見直し

避難指示等に係る発令の具体的な判断基準等を未だに定めていない市町にあっては、「避難情報に関するガイドライン」を参考にして、可能な限り定量的かつわかりやすい判断基準を速やかに設定する。また、既に発令の判断基準を定めている市町にあっては、「避難情報に関するガイドライン」などを踏まえた再点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や气象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

(5) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、「避難情報に関するガイドライン」を参考とし、必要に応じ、地方气象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、市町長が气象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、都道府県や气象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策

県の実施する避難所運営及び避難者支援対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資(段ボールベッド、パーティション等)や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材(事務処理機器、通信機器、発電機等)の確保に努める。

また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。

(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に誰もが利用しやすい環境が整った福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

(9) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(10) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

(11) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。

(12) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所運営訓練等を通じて、感染者の隔離や専用の動線確保を確認するとともに、避難所での生活ルールについて地域住民に啓発する。

避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
- (2) 指定避難所、避難路の整備・周知
- (3) 避難指示等の基準の策定等
- (4) 避難誘導対策
- (5) 避難所運営対策
- (6) 避難者支援のための資機材、物資の確保
- (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準、個別避難計画の作成・活用方針等）
- (8) 観光客、帰宅困難者等対策
- (9) ペット対策
- (10) その他必要な事項

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定や避難所運営委員会の体制構築に努めるとともに、発災時に避難所運営に参画・協力できるような各種防災訓練等の実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

2 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

3 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に警戒レベルが付された避難情報等が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、長寿介護課、子ども・福祉総務課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光戦略課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統

第2部 災害予防・減災対策
第2章 安全な避難空間の確保

括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 (予防8)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じるおそれがあり、また、市町における避難指示等発令基準の設定や国・県の避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- 河川や海岸保全施設が適切に整備され水害・高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市町と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難指示等を適切に発令できている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------------|-----|--|
| 県 | 県民 | (1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 水防体制の整備 (5) 湛水防除対策 (6) 防災重点農業用ため池対策 |
| 市町 | 住民 | (1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 要配慮者利用施設等の水害対策 (7) 水防体制の整備 (8) 湛水防除対策 (9) 防災重点農業用ため池対策 |
| その他の防災関係機関 | 住民 | (1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 河川の整備(県土整備部)

(1) 計画的な河川整備の推進

県内の河川では、近年でも台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、優先度を検討のうえ県管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

(2) 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計・監視カメラの設置に努める等のソフト面からの減災対策を実施する。

2 海岸保全施設の整備(農林水産部、県土整備部)

(1) 海岸保全施設整備の推進

県内の海岸保全施設は、築後50年以上を経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進行している状態もあり、また、砂浜海岸では侵食の進行に伴い消波機能の低下が進んでいる。

このため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の整備を推進するとともに、老朽化により機能が低下した施設について防護機能の回復に取り組むことにより、高潮・高波による被害の軽減を図る。

3 施設の維持管理(農林水産部、県土整備部)

(1) 巡視・点検の実施

各施設管理者が定める三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱や維持管理業務実施マニュアル等に基づく巡視・点検を行い、県管理公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2) 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

4 水防体制の整備(県土整備部)

「三重県水防計画」に基づき、必要な水防体制を確立する。

5 湛水防除対策(農林水産部)

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。

県内の湛水防除事業実施地区に対する、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に施行する。

6 防災重点農業用ため池対策(農林水産部)

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が進行しているとともに、地震や豪雨などに対する安全性が懸念されていることから、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、防災工事等を実施する。

■市町が実施する対策

1 河川の整備

「<県が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 海岸保全施設の整備

「<県が実施する対策> 2 海岸保全施設の整備」に準じる。

3 施設の維持管理

「<県が実施する対策> 3 施設の維持管理」に準じる

4 避難判断情報の収集

国及び県から、河川の水位情報や高潮情報等、市町が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 避難判断基準の設定

国及び県から提供を受けた河川の水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

6 要配慮者利用施設等の水害対策

(1) 市町地域防災計画

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、次の事項について定める。

①洪水予報等の伝達方法

②避難場所及び避難路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であつて市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 避難確保計画等の確認

施設管理者が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果や、地下街等や大規模工場等については浸水防止計画の確認を行うとともに、避難確保計画等を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

7 水防体制の整備

「<県が実施する対策> 4 水防体制の整備」に準じる

8 湛水防除対策

「<県が実施する対策> 5 湛水防除対策」に準じる

9 防災重点農業用ため池対策

「<県が実施する対策> 6 防災重点農業用ため池対策」に準じる

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 河川の整備
- (2) 海岸保全施設の整備
- (3) 施設の維持管理
- (4) 避難指示等を判断する情報の収集
- (5) 避難判断基準の設定
- (6) 要配慮者利用施設等の水害対策
- (7) 水防体制の整備
- (8) 湛水防除対策
- (9) 防災重点農業用ため池対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

<中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策>

1 河川の整備

「<県が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 施設の維持管理

「<県が実施する対策> 3 施設の維持管理」に準じる。

3 水防体制の整備

「<県が実施する対策> 4 水防体制の整備」に準じる

■事業者等が実施する対策

<地下街等の所有者又は管理者>

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

1 計画の作成等

単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告するとともに、公表しなければならない。

2 訓練の実施

計画で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

3 自衛水防組織の設置

国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

<要配慮者利用施設の所有者又は管理者>

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の1及び2の措置をとらなければならない。また、3のとおり努めなければならない。

1 計画の作成等

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 訓練の実施

計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。

3 自衛水防組織の設置

国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

<大規模工場等の所有者又は管理者>

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

■参 考

1 洪水調節ダムの現況

(1) 宮川ダム

宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒2,500 m³の内、毎秒1,000 m³を調節し、下流岩出付近における計画高水流量、毎秒8,400 m³を7,600 m³に低減を図るものである。

昭和32年5月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

| | | |
|---------|-------|-----------------------------------|
| ダムの位置 | …………… | 多気郡大台町久豆 |
| 水 系 | …………… | 宮川水系宮川 |
| ダムの型式 | …………… | 重力式コンクリートダム |
| 堤 頂 長 | …………… | 231m |
| 堤 高 | …………… | 88.5m |
| 体 積 | …………… | 389,000 m ³ |
| 総貯水容量 | …………… | 70,500,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | …………… | 56,500,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | …………… | 24,500,000 m ³ |
| 警 報 装 置 | …………… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を19局設置している。 |

(2) 君ヶ野ダム

君ヶ野ダムは、下流の雲出川改修計画と相まって津市美杉町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道及び工業用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100 m³の内、毎秒650 m³を調節し、下流大正橋付近での計画高水流量、毎秒5,000 m³を毎秒4,500 m³に低減を図るものである。

昭和47年3月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

| | | |
|---------|-------|-----------------------------------|
| ダムの位置 | …………… | 津市美杉町八手俣 |
| 水 系 | …………… | 雲出川水系八手俣川 |
| ダムの型式 | …………… | 重力式コンクリートダム |
| 堤 頂 長 | …………… | 323m |
| 堤 高 | …………… | 73m |
| 堤 体 積 | …………… | 331,000 m ³ |
| 総貯水容量 | …………… | 23,300,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | …………… | 19,700,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | …………… | 15,800,000 m ³ |
| 警 報 装 置 | …………… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を12局設置している。 |

(3) 滝川ダム

滝川ダムは、滝川生活貯水池建設事業として、伊賀市高山地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒20 m³の内、毎秒12 m³を調節する。

平成12年10月に完成し、比自岐川流域や木津川流域の水害の軽減に貢献している。

| | | |
|-------|-------|--------------------|
| ダムの位置 | …………… | 伊賀市高山 |
| 水 系 | …………… | 淀川水系木津川支川比自岐川小支川滝川 |
| ダムの型式 | …………… | 重力式コンクリートダム |
| 堤 頂 長 | …………… | 120m |

| | | |
|---------|-----|----------------------------|
| 堤 高 | ……… | 29.8m |
| 堤 体 積 | ……… | 30,000 m ³ |
| 総貯水容量 | ……… | 282,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | ……… | 230,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | ……… | 110,000 m ³ |
| 警 報 装 置 | ……… | サイレン並びに音声による警報装置を1局設置している。 |

(4) 青蓮寺ダム

青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山地内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒977 m³に対して、最大毎秒450 m³の一定量の放流を行う。

昭和45年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

| | | |
|---------|-----|-----------------------------------|
| ダムの位置 | ……… | 名張市青蓮寺及び中知山 |
| 水 系 | ……… | 淀川水系名張川支川青蓮寺川 |
| ダムの型式 | ……… | アーチ式コンクリートダム |
| 堤 頂 長 | ……… | 275m |
| 堤 高 | ……… | 82m |
| 堤 体 積 | ……… | 175,000 m ³ |
| 総貯水容量 | ……… | 27,200,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | ……… | 23,800,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | ……… | 8,400,000 m ³ |
| 警 報 装 置 | ……… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置25局を設置している。 |

(5) 室生ダム

室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生大野地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、計画流入量、毎秒730 m³に対して、最大毎秒300 m³の一定量の放流を行う。

昭和49年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。

| | | |
|--------|-----|---------------------------|
| ダムの位置 | ……… | 奈良県宇陀市室生大野 |
| 水 系 | ……… | 淀川水系名張川支川宇陀川 |
| ダムの型式 | ……… | 重力式コンクリートダム |
| 堤 頂 長 | ……… | 175m |
| 堤 高 | ……… | 63.5m |
| 堤 体 積 | ……… | 153,000 m ³ |
| 総貯水容量 | ……… | 16,900,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | ……… | 14,300,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | ……… | 7,750,000 m ³ |

警報装置 …… 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 15 局を設置（瀬古口まで）している。

(6) 比奈知ダム

比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒 924 m³に対して、最大毎秒 300 m³の一定量の放流を行う。

平成 11 年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の被害の軽減に貢献している。

| | | |
|--------|-----|---|
| ダムの位置 | ……… | 名張市上比奈知 |
| 水系 | ……… | 淀川水系木津川支川名張川 |
| ダムの型式 | ……… | 重力式コンクリートダム |
| 堤頂長 | ……… | 355m |
| 堤高 | ……… | 70.5m |
| 堤体積 | ……… | 430,000 m ³ |
| 総貯水容量 | ……… | 20,800,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | ……… | 18,400,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | ……… | 9,000,000 m ³ |
| 警報装置 | ……… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 11 局を設置（青蓮寺川の合流点まで）している。 |

(7) 蓮ダム

蓮ダムは、櫛田川水系蓮川の三重県松阪市飯高町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムであり、平成 3 年より管理を行っている。

洪水調節計画は、蓮ダム地点の計画高水流量 1,700 m³/s のうち、700 m³/s の洪水調節を行う計画である。平成 6 年 9 月の洪水により、中流部において多くの家屋の浸水被害が発生したことから、平成 12 年に操作規則を変更し、暫定計画として 350 m³/s 一定量放流方式としている。櫛田川の治水基準点（両郡橋）においては、目標流量 4,100 m³/s を 3,500 m³/s に低減させる計画である。

| | | |
|--------|-----|-------------------------------------|
| ダムの位置 | ……… | 松阪市飯高町大字森 |
| 水系 | ……… | 櫛田川水系蓮川 |
| ダムの型式 | ……… | 重力式コンクリートダム |
| 堤頂長 | ……… | 280m |
| 堤高 | ……… | 78m |
| 堤体積 | ……… | 484,000 m ³ |
| 総貯水容量 | ……… | 32,600,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | ……… | 29,400,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | ……… | 17,000,000 m ³ |
| 警報装置 | ……… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 25 局を設置している。 |

(8) 川上ダム

川上ダムは、淀川水系前深瀬川の三重県伊賀市阿保地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節計画は、川上ダム地点の計画高水流量 850 m³/s のうち、780 m³/s の洪水調節を行う計画である。

令和5年に完成し、木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

| | | |
|--------|-------|----------------------------------|
| ダムの位置 | …………… | 伊賀市阿保及び青山羽根 |
| 水系 | …………… | 淀川水系木津川支川前深瀬川 |
| ダムの型式 | …………… | 重力式コンクリートダム |
| 堤頂長 | …………… | 334m |
| 堤高 | …………… | 84m |
| 堤体積 | …………… | 473,000 m ³ |
| 総貯水容量 | …………… | 31,000,000 m ³ |
| 有効貯水容量 | …………… | 29,200,000 m ³ |
| 洪水調節容量 | …………… | 14,400,000 m ³ |
| 警報装置 | …………… | 下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置9局を設置している。 |

【主担当課】

- ・施設災害対策課、港湾・海岸課、河川課、防災砂防課、農業基盤整備課、水産基盤整備課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 地盤災害防止対策の推進 (予防)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・ 大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。



【この計画がめざす状態】
 ・ 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生の危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|------------|--|
| 県 | (1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 地盤沈下対策 (5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 (6) 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備 |
| 市町 | (1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害関連情報の収集 (3) 避難判断基準の設定 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備 (5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 |
| その他の防災関係機関 | (1) 崩壊危険地域の災害防止 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 土砂災害の防止

(1) 砂防事業 (県土整備部)

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防設備を整備する。

(2) 地すべり対策事業 (農林水産部、県土整備部)

地すべりは、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を行ったうえで対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業 (県土整備部)

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

(4) 総合的な土砂災害対策 (県土整備部)

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市町の警戒避難体制を支援するため土砂災害警戒情報の通知、県が整

備した三重県土砂災害情報提供システムによる「土砂災害危険度情報」の提供や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。

2 宅地災害の防止（県土整備部）

(1) 計画・方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 事業計画

① 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ、市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行うとともに、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

② がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転により、安全な住環境の整備に努める。

3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

| 項 目 | 現状（R7.3 末現在） |
|------------|--------------|
| 被災宅地危険度判定士 | 1,293 人 |

(2) 被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるための体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4 地盤沈下対策（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、地盤災害予防対策に資する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井

戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

5 要配慮者利用施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。

6 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備（県土整備部）

(1) 基本法第61条の2に基づく技術的助言を行うための体制整備

市町から、基本法第61条の2の規定に基づく避難指示等に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市町との間に発災時における連絡体制を事前に定める。

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・情報提供体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制を整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体である国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

■市町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるときの発災時における連絡体制の整備に努める。

3 避難判断基準の設定

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

5 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 土砂災害警戒区域等の把握
- (2) 土砂災害防止対策
- (3) 宅地災害の防止対策
- (4) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制
- (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導體制
- (6) 被災宅地危険度判定体制の整備
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所には防災事業を実施する。

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課

【監修部隊】

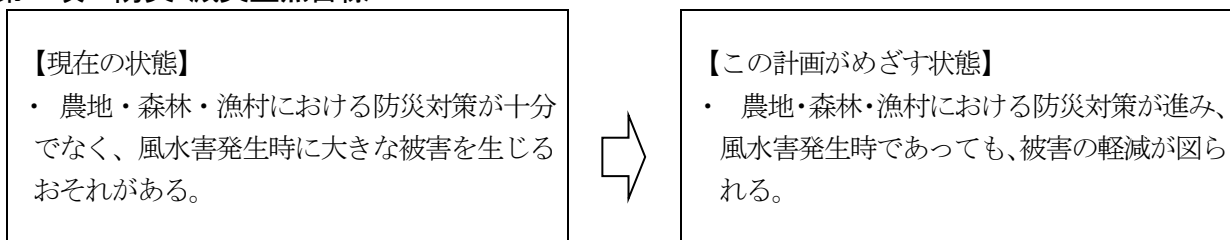
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進 (予防10)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|-----|---|
| 県 | 県民 | (1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策 |
| 市町 | 住民 | (1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農地の防災対策（農林水産部）

(1) 海岸保全施設の整備

海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の新設、改修を行う。

(2) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3) 農業水利施設の保全対策

県営土地改良事業で造成された農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4) 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止するため、排水機場を整備・改修することにより、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保、耐震化及び長寿命化を図る。

2 森林の防災対策（農林水産部）

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、県民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 漁村の防災対策（農林水産部）

(1) 漁港海岸保全整備事業

漁港背後集落を高潮等の災害から守るため、海岸堤防の整備を図る。

4 災害時の農作物等被害軽減対策（農林水産部）

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図る。

さらに、県内での対応が不可能な場合に、近県米麦協会に協力要請できるシステムを構築する。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

(4) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、市町農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

■市町が実施する対策

1 農地の防災対策

「<県が実施する対策> 1 農地の防災対策」に準ずる。

2 森林の防災対策

「<県が実施する対策> 2 森林の防災対策」に準ずる。

3 漁村の防災対策

「<県が実施する対策> 3 漁村の防災対策」に準ずる。

4 災害時の農作物等被害軽減対策

「＜県が実施する対策＞ 4 災害時の農作物等被害軽減対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 農地の保全対策
- (2) 家畜伝染病の発生予防等の対策
- (3) 漁港海岸保全施設の対策
- (4) その他必要な事項

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、家畜防疫対策課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備 (予防11)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送体制について、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- 広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送体制の見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------------------|----------|---|
| 県 | | (1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策 |
| | 運送事業者等 | (1) 運送事業者等との連携体制の構築 |
| 市町 | | (1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策 |
| | 運送事業者等 | (1) 運送事業者等との連携体制の構築 |
| 輸送・運搬等を担う防災関係機関等 | 県及び関係機関等 | (1) 発災時の災害対策体制の整備 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 緊急輸送体制の確保 (防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部)

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）、防災上の拠点及び輸送拠点について、これらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送体制を整備するとともに、関係機関等に周知する。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の機能を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制の整備を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。

ア 緊急輸送道路

県は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点とを相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定する。

① 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路

- a 広域的な交通を分担することのできる高規格道路
- b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）
- c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
- d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路

※ a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

② 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

- a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

- a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点を連絡する道路

イ 防災拠点

防災拠点は、下表のとおりとする。

| 拠点名 (施設名) | 緊急輸送道路区分 | | | 指定理由 |
|--------------|----------|----|----|-----------------------------------|
| | 1次 | 2次 | 3次 | |
| 県本庁舎及び県総合庁舎 | ○ | | | 災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等 |
| 地方中心都市庁舎 | ○ | | | |
| 市町庁舎 | | ○ | | |
| 市町分庁舎 | | ○ | | 道路港湾の管理庁舎 |
| 国際拠点港湾管理庁舎 | ○ | | | |
| 道路管理庁舎 | | ○ | | 援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾 |
| 国際拠点港湾（四日市港） | ○ | | | |

| 拠点名 (施設名) | 緊急輸送道路区分 | | | 指定理由 |
|-----------------------|----------|----|----|---|
| | 1次 | 2次 | 3次 | |
| 重要港湾及び耐震強化岸壁整備 港湾等 | | ○ | | 援助物資等の備蓄、集散場の 拠点となる港湾等 |
| 陸上自衛隊駐屯地 | ○ | | | 救助関係機関の庁舎（災害時 に救助活動等に從事する防災 関係機関の庁舎） |
| 海上保安庁庁舎 | | ○ | | |
| 警察庁舎 | | ○ | | |
| 消防本部庁舎 | | ○ | | |
| 広域防災拠点及びヘリポート | | ○ | | 救援物資等の備蓄、集散上の 拠点となる施設（広域防災拠 点及びヘリポート） |
| 災害医療拠点 | | ○ | | 災害拠点病院及び災害医療支 援病院、SCU |
| JR貨物駅・特急停車駅 | | | ○ | 特急停車駅及び貨物取扱駅 |
| 近鉄特急停車駅 | | | ○ | |
| 救助活動拠点 | | | ○ | 救助機関の活動拠点 |
| 地域内輸送拠点（市町物資拠点） | | | ○ | 市町の地域内輸送拠点 |
| 製油所 | | | ○ | 燃料供給拠点 |
| 進出拠点 | | | ○ | 広域応援部隊の進出拠点 |

(2) 緊急輸送道路等機能の確保(県土整備部、警察本部)

道路管理者等は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く県民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者等は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)

① 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程に基づく確認手続を促進する。

② 規制除外車両の事前届出

災害発生時に交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）としての使用が見込まれる車両については、「規制除外車両事前届出制度」に基づく手続を促進する。

③ 輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行うための環境整備を推進する。

3 航空輸送対策(防災対策部)

(1) 飛行場外離着陸場の確保

道路等の寸断に備え、飛行場外離着陸場適地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、こ

これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

4 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部)

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等の体制整備を図る。

5 運送事業者等との連携体制の構築(防災対策部)

あらかじめ(一社)三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送体制の確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

「<県が実施する対策> 2 陸上輸送対策 (2) 緊急輸送道路機能の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

① 漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等の体制整備を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

「<県が実施する対策> 5 運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送体制の確保
- (2) 陸上輸送対策
- (3) 航空輸送対策
- (4) 海上輸送対策

- (5) 運送事業者等との連携体制の構築
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<（一社）三重県トラック協会の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における県と協会との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- ② 協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】

- ・災害対策推進課、消防・保安課、災害即応・連携課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、施設災害対策課、警備第二課

【監修部隊】

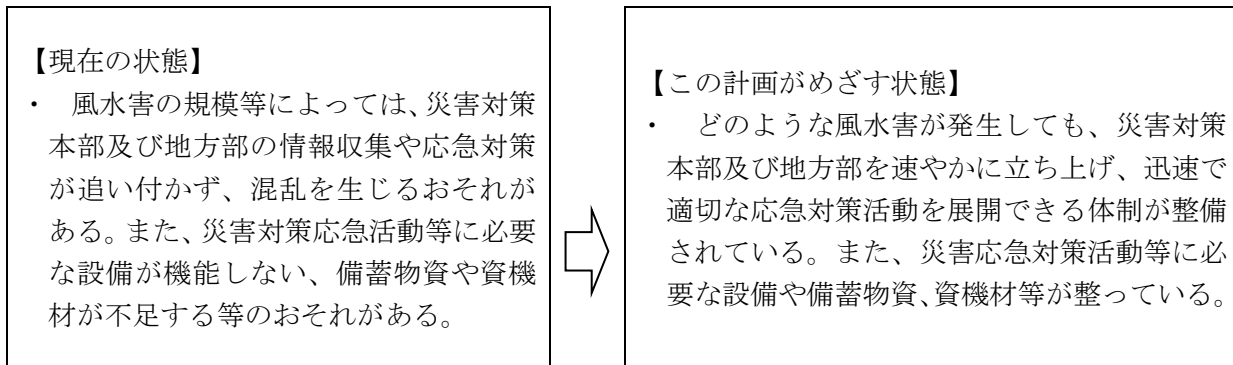
- ・総括部隊（総括隊）
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保(予防12)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|---------------|--|
| 県 | | <p>【県災対本部に関する対策】</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 災害対策要員の確保対策</p> |
| | | <p>【地方部に関する対策】</p> <p>(1) 地方部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> |
| | | <p>【警察本部に関する対策】</p> <p>(1) 災害警備機能の整備・充実</p> |
| | | <p>【職員に関する対策】</p> <p>(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(2) 職員の防災対策の推進</p> |
| | 市町・防災関係機関・事業者 | (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立 |
| | 防災関係機関 | (1) 救助対策にかかる協力体制の構築 |
| | 消防関係機関 | (1) 消防防災力の充実強化 |
| 市町 | | <p>(1) 災害対策本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(4) 職員の防災対策の推進</p> |

| | |
|--------|------------------------------|
| 消防関係機関 | (1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化 |
|--------|------------------------------|

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県災対本部機能等の整備・充実

ア 県災対本部機能の強化（防災対策部）

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。

イ オペレーションルーム、シチュエーションルームの充実・強化（防災対策部）

発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう、オペレーションルームやシチュエーションルームのより効果的な運用や機能強化に向けた検討を行う。

ウ 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な風水害時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。

エ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。

オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）

大規模災害時に停電・断水が発生した状況においても災害対策活動を継続できるよう、マンホールトイレや自家発電施設により稼働できる空調設備等の整備、自家発電施設の燃料等の確保対策を図る。

カ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

キ 災害時の報道対応の充実（総務部、防災対策部）

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

ク 被災地での活動に必要な環境整備（防災対策部）

災害発生時に被災地で継続的な支援が実施できるよう、災害対応を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策を図る。

ケ 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）

災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

ア 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

イ 緊急派遣チームの整備

市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。

(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

ア 県職員OBの活用検討

退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。

イ 他県等からの応援職員の活用

「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。

(4) 業務継続体制の確保対策（防災対策部）

ア 三重県業務継続計画の策定

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、「三重県業務継続計画」を策定し、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等をあらかじめ定める。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

2 地方部に関する対策

(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

ア 地方部機能の強化

災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。

イ 地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。

ウ 地方部庁舎施設及び設備の整備

災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

ア 職員参集体制の整備

本部の対策に準じ、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への連絡体制の整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

県各地方庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 災害警備機能の整備・充実

ア 警察施設の整備・充実

イ 警備体制の整備

- ① 職員の招集・参集体制の整備
- ② 警察災害派遣隊の整備
- ③ 災害装備資機材の整備充実
- ④ 警察施設等の災害対策

- ⑤ 教養訓練の実施
- ⑥ 災害警備用物資の備蓄等
- ⑦ 業務継続性の確保

- ウ 情報収集・連絡体制の整備
- エ 情報通信の確保
- オ 交通の確保に関する体制及び施設の整備

4 県職員に関する対策

(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。特に、大規模災害発生時には、県災害対策本部の初動対応を迅速に実施するとともに被災市町の災害対応を的確に支援することが重要であることから、災害対応の専門的な知見やマネジメント能力を有する職員の育成を図る。

ア 防災人材育成において向上させるべき能力

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力

イ 防災人材育成の際に盛り込む事項

- ① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど）
- ② 職員等が果たすべき役割
- ③ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ④ 職員が各家庭において実施すべき防災対策
- ⑤ 気象情報に関する知識
- ⑥ 風水害に関する知識
- ⑦ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
- ⑧ 「タイムライン」「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針

ウ 災害時マニュアルの作成、周知

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。

(2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第1章 第1節 県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加わるよう、平常時の備えを徹底する。

5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立（防災対策部、地域連携・交通部）

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部）

大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。

また、災害対策基本法に基づき、年に1回、災害時用物資等の備蓄状況を公表する。

(2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携・交通部）

大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の受入・供給を行う。

(3) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達体制を強化する。

6 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部、警察本部）

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

7 消防関係機関等を対象とした対策

(1) 消防防災力の充実強化（防災対策部）

県消防学校において、消防職員、消防団員、消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、各種事故や災害時に消防防災関係者等が相互に連携しつつ、迅速かつ確に消防防災活動が行えるようその資質の向上を図り、県内消防防災力の充実強化を図る。

① 消防職団員・その他消防防災関係者等を対象とした教育訓練の実施

ア 消防職員教育として、初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を実施する。

イ 消防団員教育として、団員及び幹部教育の他、指導員及び機関員教育を実施する。

ウ 企業の自衛消防隊員等を対象に消防防災教育を実施する。

② 消防業務の高度化への対応

災害の多様化等に伴う消防業務の高度化に対応するため、より専門的・実戦的な教育訓練(カリキュラム)を実施する。

■市町が実施する対策

<市町(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保、浸水対策などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (1)職員への防災教育・防災訓練の実施」に準じ、市町職員への防災教育・防災訓練の実施に努める。

4 職員の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員への防災対策の働きかけに努める。

5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達

大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。

また、災害対策基本法に基づき、年に1回、災害時用物資等の備蓄状況を公表する。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など、減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 災害対策本部機能等の整備

(2) 職員参集体制の整備

- (3) 職員への防災教育・防災対策の推進
- (4) 消防力の強化
- (5) 救助・救急機能の強化
- (6) その他必要な事項

【担当課】

- ・ 消防・保安課、災害対策推進課、災害即応・連携課、広聴広報課、総務課、警備第二課


【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 (予防13)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|--|---|--|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災直後(特に夜間等)の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> いかなる状況において災害が発生しても県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。 |
|--|---|--|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|--------------|-------------|--|
| 県 | | (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 (3) 情報の分析・整理レベルの向上 (4) 非常用電源の確保対策 (5) 訓練の実施 (6) 施設・設備の維持管理 |
| | 市町 | (1) 市町の通信手段等の整備促進 |
| | 通信事業者、放送事業者 | (1) 通信設備の優先利用の手続き |
| 市町 | | (1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 |
| | 通信事業者、放送事業者 | (1) 通信設備の優先利用の手続き |
| 通信事業者、放送事業者等 | | (1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県(災対本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実(防災対策部、総務部)

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図ると

ともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

イ 多様なツールを活用した災害情報等の提供・伝達

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」等の多様なツールを活用し、県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段を整備し、その普及に努める。

ウ 通信手段途絶時等の体制整備

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、整備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に、被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合に備え、無人航空機等により空路から通信機器を搬送するなど、通信の復旧に向けた手段を確保する。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

防災情報システムを利用できない場合は、紙媒体の情報処理カードを用いて情報を処理する。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）

県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。

ア 県防災通信ネットワークの整備

県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、有効に活用できるよう必要に応じて設備及び機能の更新を行う。

イ 多様な通信手段の確保

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯通信、衛星インターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。

ウ 全国瞬時警報システムの維持・管理

県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める。

エ ヘリコプターテレビシステムの活用

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。

オ 防災情報プラットフォームの機能向上

県災对本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。

また、防災情報システムによる情報収集及びJアラート等への情報提供が確実に行えるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。

カ 関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化

国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、三重県防災情報システムと内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのデータ連携

を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。

また、県・市町職員が内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した情報収集を確実に進めるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。

キ 緊急速報メール等情報提供手段の提供

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ケ 災害対策業務へのICT活用の検討

災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用を検討する

(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、情報の収集、整理、分析等を行い迅速かつ確実な対応ができるよう訓練等を行う。

さらに、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、燃料、エンジンオイル等の備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

(5) 訓練の実施（防災対策部）

定期的又は随時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、保守点検の徹底、計画性を持った設備更新等、適切に実施する。

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを進め、市町の整備を支援する。

また、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を行う。

3 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った設備更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

「<県が実施する対策> 3 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策 (1) 通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

<固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

【担当課】

- ・災害対策推進課、災害即応・連携課、
広聴広報課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保 (予防14)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|----------------|---|
| 県 | 災害時に医療を担う機関 | (1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療機能の確保 |
| 市町 | 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保 |
| | 住民(患者) | (1) 災害時医療・救護体制等の周知 |

【共助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|----------------|---|
| 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保 |

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|--------|--------------------|
| 県民(患者) | (1) 災害時の医療に関する事前対策 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1) 医療体制の整備

ア 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の体制充実(医療保健部)

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関(国、都道府県、医療機関、消防等)と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を行っており、病院だけでなく、有床診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。

イ 関係機関との連携体制の構築（医療保健部、防災対策部）

- ① 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。
- ② 各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。
- ③ 災害時精神医療体制の構築・強化を図るため三重DPAT運営委員会を開催する。

ウ 災害医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネーター機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

エ 災害精神医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）

災害時の精神科医療をコーディネートするDPAT統括者を複数名配置する。なお、DPAT統括者は、県災害対策本部において、本部災害医療コーディネーターと十分な連携を図る必要があるため、本部災害医療コーディネーターとして、研修及び訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（医療保健部）

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

| 医療圏 | 災害拠点病院 | | 災害医療支援病院 |
|------|------------|-------------------------|----------------------|
| | 基幹災害拠点病院 | 地域災害拠点病院 | |
| 北勢 | 県立総合医療センター | 厚生連三重北医療センター いなべ総合病院 | 青木記念病院 |
| | | 桑名市総合医療センター | |
| | | 市立四日市病院 | 四日市羽津医療センター |
| | | | 厚生連三重北医療センター菰野厚生病院 |
| | | 厚生連鈴鹿中央総合病院 | 鈴鹿回生病院 亀山市立医療センター |
| 中勢伊賀 | 県立総合医療センター | 三重大学医学部附属病院 | |
| | | 三重中央医療センター | |
| | | 伊賀市立上野総合市民病院 | |
| | | 名張市立病院 | |
| 南勢志摩 | 県立総合医療センター | 松阪市民病院 | |
| | | 済生会松阪総合病院 | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| | | 厚生連松阪中央総合病院 | |
| 南勢志摩 | 県立総合医療センター | 伊勢赤十字病院 | |
| | | 市立伊勢総合病院 | |
| | | 県立志摩病院 | |
| 東紀州 | | 尾鷲総合病院 | |
| | | 紀南病院 | |
| 役割・必要機能等 | <ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・重症傷病者の受け入れ機能 ・DMAT等の受入機能 ・広域搬送への対応機能 ・DMATの派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 <p>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供 | |

カ 災害拠点精神科病院の整備（医療保健部）

災害時における精神科医療の拠点となる、災害拠点精神科病院の整備を進める。

キ 業務継続計画（BCP）の整備（医療保健部）

全病院がBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）

DMATは各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、（一社）三重県薬剤師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。

なお、DMAT・DPAT及び医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

① DMAT 1 隊の基本編成

医師 1名
看護師 2名
業務調整員 1名

② DPAT 1 隊の基本編成

精神科医師 1名
看護師 2名
精神保健福祉士または
臨床心理士または作業療法士 2名

③ 医療救護班1班の基本編成

医師 1名
看護師 2名
事務職員等 1名

④ 歯科医療救護班1班の基本編成

歯科医師 1名
歯科衛生士 1名
歯科技工士 1名
事務職員等 1名

※災害の規模や種類に応じ、薬剤師を追加するなど編成人数、職種については柔軟に対応する。

ケ SCUの整備（医療保健部）

① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド、県立看護大学及び伊坂ダムに、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。

② 被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院等への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。

③ 病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

コ ドクターヘリの活用体制の確保（医療保健部）

ドクターヘリの災害時における活用体制について、検討を行う。

サ 透析患者の対応（医療保健部）

① 透析患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。

② 透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

ア 災害薬事コーディネート機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄し、関係機関に内科系救急疾患用医薬品の流通備蓄を委託することにより県内各地域に迅速かつ円滑に供給される体制の整備に努める。

ウ 医薬品・衛生材料等の確保・供給（医療保健部）

① 医薬品・衛生材料等関係団体と連携し、現状の災害医療体制や医薬品・衛生材料等の流通実態に合わせた供給体制の整備に努める。

② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

④ 災害時等におけるモバイルファーマシーの活用について、関係団体と連携し、検討を行う。

【協力機関及び役割】

| | |
|-------------------------|----------------|
| 三重県赤十字血液センター | 血液製剤の供給 |
| 三重県医薬品卸業協会 | 医薬品・衛生材料の供給 |
| 一般社団法人三重県薬剤師会 | 医薬品・衛生材料の供給 |
| 一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会 | 〃 |
| 三重県薬事工業会 | 〃 |
| 三重県医薬品配置協議会 | 〃 |
| 東海歯科用品商協同組合三重県支部 | 歯科用医薬品・衛生材料の供給 |
| 三重県医療機器販売業協会 | 衛生材料の供給 |
| 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部 | 医療用ガスの供給 |

エ 援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受け入れ及び供給体制を構築する。

(3) 医療機能の確保（医療保健部）

二次救急医療機関等の施設の浸水対策等を計画的に進める。

■市町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について郡市医師会等と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 医療・救護体制の整備
- (2) 医療・救護機能の確保
- (3) その他必要な事項

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (3) 医療機能の確保」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2) 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■県民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を数日分確保し、持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】

- ・ 消防・保安課、災害即応・連携課、
医療政策課、薬務課、健康推進課

【監修部隊】

- ・ 保健医療部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 応援・受援体制の整備 (予防15)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- 県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|--------|---|
| 県 | | 【県災対本部に関する対策】 (1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備 |
| | | 【地方部に関する対策】 (1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築 |
| | | 【警察本部に関する対策】 (1) 広域的な派遣体制の確保 (2) 受援体制の整備 |
| | 防災関係機関 | (1) 防災関係機関との連携体制の構築 |
| 市町 | | (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備 |
| | 防災関係機関 | (1) 防災関係機関との連携体制の構築 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (防災対策部)

三重県市町災害時応援協定に基づき、他市町への応援及び他市町からの応援を受け入れる受援対策を円滑に実施できるよう、必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (防災対策部)

既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」及び「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた応援に関する連携体制の整備を図るとともに、防災訓練及び現地調整会議準備会を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）

自衛隊・消防・警察等県外からの応援が円滑に受けられるよう救助活動拠点を確保するとともに、三重県広域受援計画に基づく防災訓練を実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう活動拠点を確保するとともに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築

各地域防災総合事務所等の所管区域市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討する。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 広域的な派遣体制の確保

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

(2) 受援体制の整備

受援のために必要となる体制の整備を図る。

4 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の

締結にあたっては、近隣府県の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

また、これら市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

「県が実施する対策 4 防災関係機関を対象とした対策 (1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
- (2) 防災関係機関の受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

【担当課】

・災害対策推進課、災害即応・連携課、警備第二課

【監修部隊】


・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防16)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|---|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態にとどまっており、公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が十分でない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。 |
|---|---|---|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|-------|---|
| 県 | 施設利用者 | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策 |
| 市町 | 施設利用者 | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策 |

【共助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|----------------|---|
| 電気事業者 | (1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備 |
| ガス事業者 | (1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 |
| 通信事業者 | (1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備 |
| 鉄道事業者 | (1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 | (1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 |

| | |
|-----------|--|
| 三重県石油商業組合 | (1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立 |
|-----------|--|

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|------|--------------------|
| 県民 | (1) ライフラインにかかる予防対策 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備、保管する。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に設置した応急給水設備により、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。

「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材や応急給水設備のスペック等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。

2 下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

また、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書の整備

災害時に被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図れるよう、事前に被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を

検討する。

3 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備、保管する。

(2) 応急復旧のための体制整備

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本ルール(日本工業用水協会)」等に基づく他の公共団体からの応援や、資機材メーカーなどの関係会社等からの協力が迅速に得られるよう、広域応援体制を整備する。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。

4 電気施設を対象とした対策(防災対策部、農林水産部、県土整備部)

電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。

(1) 長期停電への対策

市町や県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

■市町が実施する対策

1 上水道施設(市町管理)等を対象とした対策

「<県が実施する対策> 1 水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

2 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「<県が実施する対策> 2 下水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設等を対象とした対策
- (2) 下水道施設を対象とした対策
- (3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ

め定めておく。

(3) 長期停電への対策

県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等への応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、あらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについ

ては、交換を速やかに行う。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内の緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<都市ガス事業者の対策>及び<LPガス事業者の対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 固定通信事業者の対策」に準じる。

<移動通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 移動通信事業者の対策」に準じる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討す

る。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

県民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】

・災害即応・連携課、大気・水環境課、みどり共生推進課、道路管理課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課

【監修部隊】

・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 防災訓練の実施 (予防17)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。
- ・ また、地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 県・市町をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を日常的に行っており、地域の防災力が日に日に高まっている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|----------------|--|
| 県 | | (1) 総合防災訓練の実施 (2) その他の防災訓練の実施 (3) 防災訓練時の交通規制の実施 (4) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証 |
| | 市町 | (1) 市町が実施する防災訓練への支援 |
| | 水防協力団体、自主防災組織等 | (1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援 |
| 市町 | | (1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画 |
| | 水防協力団体、自主防災組織等 | (1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援 |

【共助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|----------------|--|
| 企業・事業所等 | (1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施 |
| 水防協力団体、自主防災組織等 | (1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画 |

【自助】

| 実施主体 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|---------------------|
| 県民 | (1) 地域等における防災訓練への参画 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 総合防災訓練の実施（防災対策部）

県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。

実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、実動訓練を実施する。

また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。

2 他の防災訓練の実施

地域の特性や防災環境の変化に配慮した効果的な訓練となるように、次の訓練を実施する。

(1) 水防訓練（県土整備部）

集中豪雨や台風に備え、水防管理団体等の協力を得て、水防活動の円滑な遂行を図るための水防訓練を実施するとともに、河川管理者は自らの業務に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための水防訓練に参加する。

(2) 突発的事故災害を想定した防災訓練（防災対策部）

航空機事故、列車事故、鉄道事故、油流出事故、危険物爆発事故、石油コンビナート火災等の突発的事故災害を想定し、各団体、機関と連携した実践的な防災訓練を実施する。

(3) 広域的な防災訓練の実施（防災対策部）

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施（防災対策部）

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し強化するため、総合図上訓練、機能別図上訓練を実施する。

(5) 情報伝達訓練の実施（県土整備部、防災対策部）

情報伝達経路の確認と防災関係機関相互の連携を深めるため、土砂災害をはじめ様々な風水害を想定した情報伝達訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練の実施（防災対策部）

職員の災害対応力向上による県災対本部体制等の強化を図るため、時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

(7) 初動対応訓練（防災対策部、総務部）

県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、初動対応訓練を実施する。

3 防災訓練時の交通規制の実施（警察本部）

防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な範囲で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

4 訓練に基づく県地域防災計画等の検証（各部隊の平常時部局）

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。

特に次の視点での検証を重視する。

- ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応）

- ② 広域的な応援・受援活動
- ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

5 市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

6 水防協力団体、自主防災組織企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部、県土整備部）

自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

■市町が実施する対策

1 多様な防災訓練の実施

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

水防協力団体、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災訓練の実施内容
- (2) 水防協力団体、自主防災組織等が実施する防災訓練への支援
- (3) その他必要な事項

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。

また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

■水防協力団体、自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

水防協力団体、自主防災組織等が主体となって、防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、

地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。
また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県、市町、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

【担当課】

- ・ 消防・保安課、災害対策推進課、
地域防災推進課、施設災害対策課、
警備第二課

※ **【監修部隊】**とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備 (予防18)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 住民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興のために迅速かつ適正な処理を目的として、県及び全市町で災害廃棄物処理計画が策定されているが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要である。



【この計画がめざす状態】

- 県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対象 | 対策(活動)項目 |
|------|----|--|
| 県 | | (1) 広域的な協力体制の整備 |
| | 市町 | (1) 災害廃棄物処理を担う人材の育成 |
| 市町 | | (1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の継続的な見直し (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の風水害対策等 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 広域的な協力体制の整備 (環境生活部)

(1) 災害廃棄物処理に関する連絡会

県・市町・関係団体等で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を設置し、災害廃棄物処理に係る円滑な相互協力体制の維持・強化を図る。

(2) 災害廃棄物処理を担う人材の育成

県は、県及び市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県、市町、民間事業者団体等を対象とした研修等を実施し、人材育成に努めるとともに、県と協定を締結している市町等、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。

(3) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町等が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県は被災市町等の要請を受けて、応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(4) 応援体制の整備

風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(5) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を広域で処理するための仮置場候補地を選定しておく。

(6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

| 団体名 | 協定締結日 |
|------------------|-------------|
| 三重県環境整備事業協同組合 | 平成16年 3月30日 |
| 一般社団法人三重県産業廃棄物協会 | 平成16年 4月28日 |
| 一般財団法人三重県環境保全事業団 | 平成16年10月15日 |
| 一般社団法人三重県清掃事業連合会 | 平成26年 3月 3日 |
| 太平洋セメント株式会社 | 平成27年 8月28日 |

(7) 災害廃棄物処理計画の見直し

国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 市町災害廃棄物処理計画の改定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を改定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の改定支援を行う。

また、市町の計画が実効性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

3 石綿飛散防止（環境生活部）

災害時には、石綿使用建築物等の倒壊や解体工事によって、石綿飛散による健康被害のリスクが高まることから、県は「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき、石綿使用建築物を把握するとともに、必要な資材の確保や実施体制の整備を行う。

■市町が実施する対策

1 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し

市町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、市町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。

また、市町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

市町は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の風水害対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平常時から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し
- (2) 広域的な協力体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設の風水害対策等
- (4) その他必要な事項

【担当課】

・資源循環推進課、大気・水環境課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）


※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 (予防19)

第1項 防災・減災重点目標

| | | |
|---|---|---|
| <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる県民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。 |  | <p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、県民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。 |
|---|---|---|

第2項 対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策 (活 動) 項 目 |
|------|-------|--|
| 県 | 市町・県民 | (局地的大雨対策) (1) 河川、道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水浸水想定区域の指定 (4) 土砂災害警戒区域等の指定推進 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止 (9) 県民等の意識啓発 |
| | | (竜巻等突風対策) (1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備 (2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策 (3) 農林業への被害防止 (4) 県民等の意識啓発 |
| | | (雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 (5) 県民等の意識啓発 |
| 市町 | 県・住民 | (局地的大雨対策) (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用 |

| | | |
|--------------------|------|---|
| 市町 | 県・住民 | (5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止 |
| | | (竜巻等突風対策) (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 住民等の意識啓発 |
| | | (雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 |
| ライフライン関連機関、廃棄物処理施設 | | (局地的大雨対策) (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保 |
| 津地方気象台 | | (竜巻等突風対策) (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策 |
| ライフライン施設等 | | (雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 |

【自助】

| 実施主体 | 対策(活動)項目 |
|--------|--|
| 県民・事業者 | (局地的大雨対策) (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 |
| | (竜巻等突風対策) (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得 |
| | (雪害対策) (1) 車両の事前防護措置 |

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 河川、道路の適切な維持管理（県土整備部）

県管理河川の有堤区間については、背後地の利用状況等を考慮した適切な維持管理を実施し、機能を確保する。

県管理道路については、豪雨等による災害を未然に防止するため、道路防災対策を推進するとともに、定期的な点検など、適切な維持管理を実施し、道路利用者の安全を確保する。

また、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備（防災対策部）

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の県庁内での共有や、市町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 洪水浸水想定区域に係る対策（県土整備部、各施設管理部門）

全ての県管理河川において、氾濫した場合の洪水浸水想定区域等を指定・公表しており、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。

また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定推進（県土整備部、防災対策部）

土砂災害防止法に基づく基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

基礎調査結果は、防災砂防課ホームページ及び県土整備部・建設事務所において速やかに公表し、住民等への周知を図る。

また、土砂災害警戒区域等を基に市町が行う土砂災害ハザードマップの作成及び市町が行う土砂災害に関する防災訓練等の実施を支援する。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進（県土整備部）

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発（防災対策部）

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 排水機場の整備（農林水産部）

局地的大雨等による人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の整備を行う。

(8) 農林業への被害防止（農林水産部）

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(9) 県民等の意識啓発（防災対策部、県土整備部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備（防災対策部）

津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策（県土整備部）

港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

(3) 農林業への被害防止（農林水産部）

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(4) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

3 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) ライフライン施設等の機能の確保（環境生活部、県土整備部、企業庁、警察本部）

ア 水道施設等（県管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 信号機、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災対策部）

津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(3) 道路除雪対策（県土整備部）

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止（農林水産部）

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(5) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理

市町管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市町管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占有者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (2) 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 洪水ハザードマップなどの作成・活用

県が作成する洪水浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進」に準ずる。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発」に準ずる。

(7) 排水機場の整備（農林水産部）

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

(8) 農林業への被害防止（農林水産部）

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (8) 農林業への被害防止」に準ずる。

(9) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (8) 県民等の意識啓発」に準ずる。

(10) 要配慮者利用施設の水害対策

「第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第3項<市が実施する対策> 6 要配慮者利用施設等の水害対策」に準ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 農林業への被害防止

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (3) 農林業への被害防止」に準ずる。

(3) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (4) 県民等の意識啓発」に準ずる。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (1) ライフライン施設等の機能の確保」に準ずる。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

① 「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実」に準ずる。

② 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(3) 道路除雪対策

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (3) 道路除雪対策」に準ずる。

(4) 農林業への被害防止

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (4) 農林業への被害防止」に準ずる。

(5) 住民等の意識啓発

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (5) 県民等の意識啓発」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策
- (3) 雪害対策

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- ① 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。
- ② 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発により、竜巻等突風の監視・予測精度の向上が図れたことから、全国における竜巻注意情報の発表は令和元年6月から気象庁観測部（令和2年10月から気象庁大気海洋部）において実施している。
- ③ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意報の発表に努め、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な提供に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。
- ④ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害（特別）警戒区域などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難するこ

とが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「早期注意情報（警報級の可能性）」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

<地下街等の所有者又は管理者>

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

① 計画の作成等

単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告するとともに、公表しなければならない。

② 訓練の実施

計画で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

③ 自衛水防組織の設置

国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

<要配慮者利用施設の所有者又は管理者>

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の1及び2の措置をとらなければならない。また、3のとおり努めなければならない。

① 計画の作成等

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

② 訓練の実施

計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。

③ 自衛水防組織の設置

国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避

難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

<大規模工場等の所有者又は管理者>

水防法に基づく想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムを活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する県民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

【主担当課】

- ・災害対策推進課、地域防災推進課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、水産基盤整備課、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道経営課、下水道事業課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）、社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。